

公取北海道 NEWS

＜令和8年3月号＞



公正取引委員会シンボルマーク

このシンボルマークは、市場や経済の動きを常に「ウオッチ」しているという公正取引委員会の役割を、外円及びマーク全体により、市場の番人の「眼」をイメージして表現している。

また、「自由」かつ「公正」な市場の実現という独占禁止法の目的を、それぞれ、大空を自由に舞う「鳥」と偏りのない「真円」により表現している。

全体のイメージは、世界の競争当局と連携して活動する公正取引委員会のグローバル感を同時に表しているもので、新たな時代に入った競争政策を担う公正取引委員会を、このシンボルマークによって表現している。

公正取引委員会事務総局 北海道事務所

※ 本通信は、令和8年4月より、現在の郵送からメールでの配信に移行することとしました。
現在、本通信をお読みいただいている皆様には令和8年3月まで引き続き本通信をお送りするとともに、メールアドレスを御登録いただきますとメールでも配信いたします。
つきましては、メールアドレスの御登録をお願いいたします。
詳細は11頁を御覧ください。

フリーランス法 道内初勧告

公正取引委員会は、株式会社テレビ北海道に対して調査を行ってきたところ、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（以下「フリーランス・事業者間取引適正化等法」という。）第3条第1項（取引条件の明示義務）及び第4条第5項（期日における報酬支払義務）の規定に違反する事実が認められたので、株式会社テレビ北海道に対して勧告を行いました。

株式会社テレビ北海道に対する勧告（概要） 【フリーランス・事業者間取引適正化等法】

公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

（株）テレビ北海道
（特定業務委託事業者）

業務委託の内容
放送番組等の制作に係る動画、音声データ等の作成及びディレクター業務等

違反行為の概要

- 特定受託事業者33名に対し、業務委託をした際、直ちに、取引条件を明示しなかった。（注1）
- 特定受託事業者32名に対し、報酬の支払期日までに報酬を支払わなかった。（注2）

フリーのカメラマン、ディレクターなど
（特定受託事業者）

勧告の概要

特定受託事業者に係る取引の適正化を図るため、

- ①取締役会の決議（今後、取引条件を明示すること、支払期日までに報酬を支払うこと等を確認）
- ②特定受託事業者との取引について、取引条件の明示及び期日までの報酬の支払の観点から問題が生じていなかったのかを調査し、問題が認められた場合には必要な措置を講ずる
- ③研修を行うなど、社内体制を整備 など

（注1）取引条件の明示義務
特定受託事業者に対し業務委託をした場合は、直ちに、給付の内容、報酬の額、支払期日等の取引の条件を、書面又は電磁的方法により明示しなければならない（法第3条第1項）。

（注2）期日における報酬支払義務
給付を受領した日又は役務の提供を受けた日から60日以内のできる限り短い期間内で支払期日を定め、その支払期日までに報酬を支払わなければならない（法第4条第1項・第5項）。
支払期日が定められなかった場合は、給付を受領した日又は役務の提供を受けた日が支払期日となり、その支払期日までに報酬を支払わなければならない（法第4条第2項・第5項）。

報道発表資料は[こちら](#)。



I 事件処理②

株式会社共同通信社に対する勧告

公正取引委員会は、株式会社共同通信社(以下「共同通信社」という。)に対して調査を行ってきたところ、フリーランス・事業者間取引適正化等法第3条第1項(取引条件の明示義務)及び第4条第5項(期日における報酬支払義務)の規定に違反する事実が認められたので、共同通信社に対して勧告を行いました。

株式会社共同通信社 に対する勧告(概要)

業務委託の内容
囲碁や将棋のイベントの立会い、観戦記の点検・校正、年鑑等の原稿の執筆、Webメディアの記事の執筆、イラスト作成、配信する海外リリースの翻訳、イベント等での講演や撮影等

違反行為の概要

- 特定受託事業者45名に対し、業務委託をした際、直ちに、**取引条件を明示しなかった。**(注1)
- 特定受託事業者41名に対し、**報酬の支払期日までに報酬を支払わなかった。**(注2)

勧告の概要
特定受託事業者に係る取引の適正化を図るため、

- ① 取締役会の決議(今後、取引条件を明示すること、支払期日までに報酬を支払うこと等を確認)
- ② 特定受託事業者との取引について、取引条件の明示及び期日までの報酬の支払の観点から問題が生じていなかったのかを調査し、問題が認められた場合には必要な措置を講ずる
- ③ 研修を行うなど、社内体制を整備 など

(注1) 取引条件の明示義務
特定受託事業者に対し業務委託をした場合は、直ちに、給付の内容、報酬の額、支払期日等の取引の条件を、書面又は電磁的方法により明示しなければならない(法第3条第1項)。

(注2) 期日における報酬支払義務
給付を受領した日から60日以内のできる限り短い期間内で支払期日を定め、その支払期日までに報酬を支払わなければならない(法第4条第1項・第5項)。
支払期日が定められなかった場合は、給付を受領した日又は役務の提供を受けた日が支払期日となり、その支払期日までに報酬を支払わなければならない(法第4条第2項・第5項)。

棋士、記者、カメラマン、イラストレーターなど
(特定受託事業者)

株共同通信社
(特定業務委託事業者)

報道発表資料は[こちら](#)。



I 事件処理③

株式会社ザグザグに対する警告

株式会社ザグザグに対する警告について（概要）



ザグザグ

- ・岡山県、香川県、広島県、兵庫県などにおいてドラッグストア(221店舗※)を展開
- ・岡山県内のドラッグストア市場において売上高が上位

(※) 令和7年12月時点

従業員等の派遣を要請

納入業者

- ・ザグザグとの取引継続を希望
- ・ザグザグの代替取引先確保による売上げ維持は困難

違反被疑行為の概要

- ・ザグザグの新規開店又は改装開店に際し、商品陳列作業等を行わせた(当該納入業者が納入する商品以外の商品を含む。)
- ・費用の請求を行っていない納入業者に対して派遣費用を支払っていなかった。

独占禁止法第2条第9項第5号に規定する
優越的地位の濫用
に該当するおそれ

公正取引委員会の措置

上記行為は、**優越的地位の濫用**として独占禁止法第19条(不正な取引方法)の規定に違反するおそれがあることから、ザグザグに対し、今後、自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、同様の行為を行わないよう**警告**した。

とっきんの事件ポイントざっくり解説！

☑ 今回の事件は、岡山県を中心にドラッグストアを営むザグザグが「**優越的地位の濫用**」のおそれがある行為を行っていた事案だよ。



☑ 本件の特徴は・・・

- ① 優越的地位の濫用事件で、**中国地方のドラッグストア**に対して**初めて警告**以上の措置を採ったんだよ。
- ② ザグザグは、新規開店や改装開店の商品陳列等の作業をするために、**無償で納入業者の従業員等を派遣**させていたんだよ。派遣させていたのは、**約30店舗、延べ5,500人以上**なんだ。
- ③ でもね、ザグザグは、公正取引委員会の調査の過程で**自主的に②の行為を取りやめ、再発防止策の取組**を行うこととしているんだ。



報道発表資料は[こちら](#)。




I 事件処理④

株式会社デリシアに対する警告

公正取引委員会は、株式会社デリシア（以下「デリシア」という。）に対し、同社が、独占禁止法第19条（同法第2条第9項第5号（優越的地位の濫用））の規定に違反するおそれがある行為を行っていたとし、警告を行った。

株式会社デリシアに対する警告（概要）



1 違反被疑行為の概要

デリシア Super Market

- ・「デリシア」と称する食品スーパーマーケットを60店舗運営
- ・長野県内の食品スーパーマーケット市場において、売上高が上位

優越的地位の濫用のおそれ

従業員等の派遣の要請

新規開店、改装開店又は売場変更に際し、商品の陳列等を要請

- 派遣のために通常必要な費用を負担していなかった

納入業者

- ・デリシアとの取引継続を強く望んでいる
- ・他の事業者との取引開始又は取引拡大によって、デリシアとの取引と同等の売上高を確保することは困難

従業員等の派遣の要請を拒めない

2 警告の概要

- ・前記1の行為は、独占禁止法第2条第9項第5号ロに該当し同法第19条の規定に違反するおそれ
- ・公正取引委員会は、デリシアに対し、今後、自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、前記1と同様の行為を行わないよう警告

報道発表資料は[こちら](#)。



I 事件処理⑤

日産東京販売株式会社に対する勧告

日産東京販売株式会社に対する勧告（概要）

●委託の内容

- ・自社が販売する自動車のタイヤ交換等
- ・自社の顧客から請け負う自動車の板金塗装等

●違反行為の概要（不当な経済上の利益の提供要請）

自動車の運送	自動車用部品の運送
受注者25名に対し、 2,808台の自動車の引取り又は引渡しに係る運送を自己のために無償で行わせていた。	受注者25名のうち一部のものに対し、 自動車に用いる部品の引取りに係る運送を自己のために無償で行わせていた。

公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

受注者（25名）
（自動車の修理等）

公正取引委員会からの勧告の内容（注）

- 下請事業者（受注者）に対し、無償で自動車及び自動車に用いる部品を運送させたことによる費用に相当する額を公正取引委員会の確認を得た上で速やかに支払うこと
- 今後、中小受託事業者に対し、不当な経済上の利益の提供要請を行わないこと等を取締役会の決議で確認すること
- 取適法の遵守体制を整備すること など

（注） 下請法は、令和7年改正により、令和8年1月、取適法と改称された。下請法において「下請事業者」と呼称されていた事業者は、令和8年1月以降になされた製造委託等との関係では「中小受託事業者」と呼称される。

（不当な経済上の利益の提供要請）

下請法は、親事業者（発注者）が自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させることにより、下請事業者（受注者）の利益を不当に害する行為を禁止している（下請法第4条第2項第3号）。下請事業者（受注者）に対し、自己のために無償で自動車及び自動車に用いる部品を運送させることは、下請法違反となる。なお、不当な経済上の利益の提供要請は、取適法でも禁止されている。

とっきの事件ポイントざっくり解説！

☑ 今回の事件は日産東京販売が

「**不当な経済上の利益の提供要請**」を行った事件だよ！

☑ 事件の特徴は…

① **受注者（車体整備事業者）に、修理等の対象となった自動車の引取りや引渡しの際の運送などを無償で行わせていた行為**について勧告をした**初めて**の事案なんだ。

② 受注者（車体整備事業者）に無償で運送させた自動車の数は**合計2,808台！**

☑ 意気込み

公正取引委員会は、自動車ディーラーによる**取適法違反行為**に対して**厳正に対処**していくとともに、**業界団体への取適法の周知等**を通じた啓発活動を行っていくよ！


公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

報道発表資料は[こちら](#)。




I 事件処理⑥

株式会社ティラドに対する勧告について



中小企業庁

株式会社ティラドに対する勧告（概要）



公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

中小企業庁長官からの措置請求（注1）案件

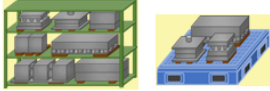
発注者（ティラド）

●製造委託の内容
自社が製造を請け負う熱交換器（ラジエーター）の部品の製造を委託
熱交換器の部品の製造を委託する際に、ティラドが所有する金型等（金型及び治具）を貸与

●違反行為の概要（不当な経済上の利益の提供要請）
遅くとも令和6年1月1日から令和7年12月11日までの間、ティラドが貸与した金型等を用いて製造する熱交換器の部品の発注を長期間行わないにもかかわらず、受注者43名に対して合計4,311個の金型等を、自己のために無償で保管させた。

※ ティラドは、受注者43名に対し、令和8年1月20日までに、無償で金型等を保管させたことによる費用に相当する額を含む約8069万円を支払済み

受注者（43名）



※金型保管のイメージ図

公正取引委員会による勧告の内容（注2）

- 今後、中小受託事業者に対し、不当な経済上の利益の提供要請を行わないこと等を取締役会の決議により確認すること
- 自社の発注担当者等に対して金型等の適切な管理に特に留意した取適法の研修を行うなど社内体制の整備のために必要な措置を講ずることなど

注1 中小企業庁長官が、下請法第4条に違反する事実があるかどうかを調査し、その事実があると認めるときに、公正取引委員会に対し、下請法の規定に従い適当な措置を採るべきことを求めること（下請法第6条）

注2 下請法は、令和7年改正により、令和8年1月、取適法と改称された。下請法において「下請事業者」と呼称されていた事業者は、令和8年1月以降になされた製造委託等との関係では「中小受託事業者」と呼称される。

どっきんの事件ポイントざっくり解説！

- 今回の事件はティラドが、
「不当な経済上の利益の提供要請」
を行った事件だよ！
- 事件の特徴は…
 - ①ラジエーター（熱交換器）の製造販売事業者であるティラドは、ラジエーターの部品の発注を長期間しないのに、**合計4,311個の金型等を下請事業者は無償で保管させていた**んだ。
 - ②**中小企業庁が調査を行い、中小企業庁長官からの措置請求を受けて公正取引委員会が勧告**を行ったんだ。措置請求を受けて行った勧告は今年度7件目で、年度別の**最多記録を更新中**だよ！
- メッセージ
委託事業者の皆様は、中小受託事業者に**無償で型等を保管させる**といった商慣習を見直してね！

 公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

報道発表資料は[こちら](#)。



Ⅱ 最近のトピック①

一般社団法人日本自動車販売協会連合会に対する要請

自動車販売業者(自動車ディーラー)に対し、公正取引委員会が勧告を行った事例が相次いだことを踏まえ、当委員会及び中小企業庁は、(一社)日本自動車販売協会連合会に対し、当該勧告の事例及び「自動車ディーラー及び車体整備事業者間の取引における下請法違反被疑事件の集中調査の結果」を業界内へ周知することを要請しました。

併せて、取適法(※)の規定に違反する行為の是正及び未然防止に努めるよう、会員企業に対して促すこと等を要請しました。

※ 下請法は、令和8年1月1日から、「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」(通称:取適法)となりました。

要請の全文は[こちら](#)。



公正取引委員会及び中小企業庁は、事業所管省庁と更なる連携を図りながら、引き続き、自動車ディーラーと車体整備事業者との間の取引の適正化に向けて、取適法の規定に違反する又は違反するおそれのある行為について、迅速かつ厳正に対処してまいります。

Ⅱ 最近のトピック②

実態調査報告書等が公表されました！

公正取引委員会、中小企業庁及び特許庁は、取引環境の整備の観点から、優越的地位の濫用規制の在り方を中心に検討している企業取引研究会において、知的財産・ノウハウの取引適正化に関する専門的な議論を行うため、同研究会の下で、知的財産取引適正化ワーキンググループを開催し、議論を重ねてきました。

このたび、同WGにおける議論を経て、「知的財産取引適正化ワーキンググループ報告書」が取りまとめられました。

3機関は、今後、本報告書で示された方向性を踏まえ、独占禁止法上の考え方等を示す指針の策定等に向けて検討作業を進めていきます。

なお、同WGでは知的財産権・ノウハウ・データを対象とした優越的地位の濫用行為等に関する実態調査についても併せて議論されております。

各種報告書全文は次頁のリンク先より御確認ください。

知的財産取引適正化ワーキンググループ報告書は[こちら](#)。



知的財産権・ノウハウ・データを対象とした優越的地位の濫用行為等に関する実態調査報告書は[こちら](#)。



Ⅲ 御案内①

物流特殊指定改正案等の意見募集

令和7年7月より「企業取引研究会」にて議論された内容を踏まえ、「特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不公正な取引方法」改正案等に対する意見募集を開始しました。(4月13日(月)23:59必着)

意見募集対象は以下の4つの改正案です。

- 着荷主による契約外の荷役・荷待ち等に対応するための、**物流特殊指定改正案**
- サプライチェーン上の取適法対象外の取引における支払期間を60日とするための、**新たな支払告示案**
- 今回定めようとしている支払告示に関する**運用基準**
- サプライチェーン全体での適切な価格転嫁の環境を整備するための**優越ガイドラインの改定案**

必要に応じていただいた意見を案に反映させ、6月頃に最終版を公表することを予定しております。

詳細は[こちら](#)。



公取北海道 NEWS はメールマガジンへ！

いよいよ公取北海道NEWSはメールマガジン形式に！

(冊子の発行は今月号を持って終了します！)

全国的なお知らせは定期的なまとめ配信、当事務所のホットなピックはリアルタイムにお届けできるようなメールマガジンを目指します。

忙しい合間でもサッと確認でき、深く知りたい情報は当委員会HPでじっくり。より便利でより活気あふれる広報を目指してアップデートしていきます。

👉👉 引き続き、配信登録をお願いします 👉👉

公取北海道 NEWS ページ



公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

HOME 公正取引委員会 報道発表 独占禁止法 下請法 (取適法) フリーランス法 スマホソフトウェア CPRC 相談・申告・情報提供
について 広報活動 競争促進法 (競争政策研究センター) ・手続等窓口

ホーム > 地方事務所 > 北海道事務所 > 公取北海道NEWS

公取北海道NEWS

北海道事務所では、定期的に「公取北海道NEWS」(旧：公取委北海道事務所通信)を発行し、公正取引委員会についての最新情報をメールでお知らせしていますので、是非メールアドレスを御登録ください。
※冊子の発行は、令和8年3月末を持って終了いたします。また、新たに御登録される方につきましては、冊子の発行希望は原則承っておりません。

最新号

最新号

【配信先メールアドレス御登録方法】
「hkdsoumu0416-〇-jftc.go.jp」(「-〇-」を@に置き換えてください。)に「(所属_氏名) 公取北海道NEWS配信先の登録」というタイトルで空メールを御送付ください。
当方からの登録完了メールをもって、御登録完了となります。
※頂いた情報は本件「公取北海道NEWS」配信のために利用するものであり、それ以外の目的で利用することはありません。

配信先の御登録方法はこちら！

本誌は4月よりメールマガジンになります！（詳細は11ページ）
どなたでも登録いただけますので、リニューアルを機にぜひご登録ください！



冊子の発行が終わるよ！
引き続きメールマガジンで公取や北海道事務所の
活動を知ってもらえると嬉しいな♪
配信先登録がお済みでない方は11ページからお
願います！

📣 公正取引委員会は、各種SNSで情報発信を行っています！ 📣

X
@jftc



f
JapanFTC



YouTube
JFTCchannel



(旧： )

【発行元】

公正取引委員会事務総局北海道事務所 総務課総務係
電話：011-231-6300（代表）
〒060-0042
札幌市中央区大通西12丁目 札幌第3合同庁舎